

令和4年第4回定例会

富良野市議会会議録

令和4年11月30日（水曜日）午前10時00分開会

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号（第3定）令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号（第3定）令和3年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号（第3定）令和3年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号（第3定）令和3年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号（第3定）令和3年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号（第3定）令和3年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号（第3定）令和3年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 8号（第3定）令和3年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 4 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第4号 自主財源の確保について
都市事例調査報告
調査第5号 健康増進について
都市事例調査報告
調査第6号 公営住宅について
都市事例調査報告
- 日程第 5 議員の派遣に関する報告
- 日程第 6 監査委員報告（例月出納検査結果報告 令和4年度7月～9月分）
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第 21号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 22号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 議案第 11号 富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について
議案第 12号 富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 13号 富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 14号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 15号 富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 1号～第 10号、第 16号～第 20号（提案説明）

◎出席議員（17名）

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君
	3番	大西三奈子君		4番	松下寿美枝君
	5番	大栗民江君		6番	関野常勝君
	7番	石上孝雄君			
	9番	小林裕幸君		10番	家入茂君
	11番	本間敏行君		12番	佐藤秀靖君
	14番	宇治則幸君		15番	日里雅至君
	16番	天日公子君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	北猛俊君	副市長	稲葉武則君
総務部長	関澤博行君	スマートシティ戦略室長	西野成紀君
市民生活部長	山下俊明君	保健福祉部長	柿本敦史君
経済部長 兼ぶどう果樹研究所長	川上勝義君	建設水道部長	北川善人君
看護専門学校長	澤田貴美子君	財政課長	藤野秀光君
企画振興課長	小笠原竹伸君	教育委員会教育長	近内栄一君
教育委員会教育部長	亀淵雅彦君	監査委員	鎌田忠男君
監査委員事務局長	佐藤克久君		

◎事務局出席職員

事務局長	井口聡君	書記	大津諭君
書記	向山孝行君	書記	鷺見悠太君

午前10時00分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日をもって招集されました令和4年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

本定例会におきまして、北海道新聞社より撮影許可の申出がありましたので、富良野市議会傍聴規則第9条により、これを許可しております。

新型コロナウイルス感染防止のため、会議中のマスクの着用を許可いたします。

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

宮 田 均 君
後 藤 英知夫 君
渋 谷 正 文 君
天 日 公 子 君
大 西 三奈子 君
日 里 雅 至 君
松 下 寿美枝 君
宇 治 則 幸 君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

宮 田 均 君
後 藤 英知夫 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（黒岩岳雄君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長井口聡君。

○事務局長（井口聡君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第20号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第21号、議案第22号及び諮問第1号につきまして

は、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長及び教育長より行政報告の申出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長石上孝雄君。

○議会運営委員長（石上孝雄君） -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、11月22日に告示されました令和4年第4回定例会が本日開会されるに当たり、11月24日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、41件でございます。

うち、議会側提出事件は18件で、内訳は、付託案件特別委員会報告8件、事務調査報告3件、都市事例調査報告3件、議員派遣報告1件、例月出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は23件で、その内訳は、予算7件、条例8件、人事3件、その他5件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、教育長の行政報告、議長報告がございました。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告、教育長の行政報告を受け、第3回定例会において継続審査となりました認定第1号から認定第8号までの令和3年度一般会計ほか各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会から審査結果報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査

行 政 報 告

報告、議員の派遣に関する報告、監査委員報告を受け、諮問第1号、議案第21号及び第22号の審議を願います。

次に、議案第11号から議案第15号までの審議を願います。

その後、議案第1号から議案第10号まで、議案第16号から議案第20号までの提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月1日、2日は議案調査のため、3日、4日は休日のため、5日、6日は議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議2日目の12月7日、3日目の12月8日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月9日は議案調査のため、10日、11日は休日のため、12日は議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議4日目の12月13日は、議案第1号から議案第10号まで及び議案第16号から議案第20号までの審議を願います。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願い、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案等の提出期限については、12月7日の日程終了時までとすることで申合せをしております。

また、傍聴される市民の皆様には、傍聴席のほか、庁舎1階Fプラザ及び4階展望ラウンジのモニターに会議の様態を中継するほか、インターネット中継も御利用できますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けたソーシャルディスタンスの確保をお願い申し上げます。

このほか、第3回定例会に引き続き、議場に入る議員、説明員の検温を行うことをはじめ、マスクを着用することで申合せをしております。

以上、新議場における初めての定例会となります令和4年第4回定例会の会期は、本日11月30日から12月13日までの14日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げたとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は11月30日から12月13日までの14日間とし、うち、12月1日、2日、5日、6日、9日及び12日は議案調査のため、3日、4日、10日及び11日は休日のため、それぞれ休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から14日間と決定いたしました。

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申出のありました市長、教育長の行政報告に関する発言を許可いたします。

初めに、市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただき、行政報告をさせていただきます。

1、要望運動について。

（1）高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進について。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月9日に北海道開発局、旭川開発建設部、北海道議会議長、副議長及び管内選出議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、11月16日には国土交通省、財務省、11月17日には北海道選出国會議員に対し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算の確保と、計画的な事業の推進、国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進、長期安定的に道路整備、管理を進められる新たな財源の創設及び予算の確保、事業中である富良野北道路及び旭川東神楽道路の整備促進、未事業区間のうち、医療、物流、災害、観光といった視点から課題の大きい区間として認識された上富良野町から中富良野町間の計画段階評価の早期着手について要望してまいりました。

また、11月18日には、北海道道路利用者会議理事として、北海道知事などとともに、国土交通省及び北海道選出国會議員に対し、高規格道路のミッシングリンクの解消や4車線化の促進など、災害に強い道路ネットワーク構築の一層の推進について要望してまいりました。

（2）富良野圏域における河川の整備促進について。

富良野圏域連携協議会会長として、11月14日に、富良野沿線市町村議会議長会とともに、北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進、河川の適正な維持を図るため、河床しゅんせつや立木の伐採など河川維持の充実について要望してまいりました。

2、国立大学法人北海道大学、日本オラクル株式会社とのスマートシティ推進に関する産官学連携協定について。

10月27日、本市と国立大学法人北海道大学、日本オラクル株式会社は、北海道大学博士課程の学生が日本オラクルのクラウド・サービスを活用して本市の課題に対するデータ分析や可視化を通して施策提案を行い、本市の

スマートシティ推進に寄与することを目的に、産官学連携協定を締結しました。

3、職員の懲戒処分について。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、令和4年11月21日付で1件の懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容については、次のとおりであります。

- 1、被処分者、建設水道部職員、20歳代。
- 2、処分年月日、令和4年11月21日。
- 3、非違行為、公金、公物取扱関係。
- 4、処分の内容、戒告。
- 5、懲戒歴なし。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 次に、教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-
おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、教育行政報告をさせていただきます。

1、富良野市立布部小学校、布部中学校の廃止について。

令和4年9月7日に布部小中学校コミュニティ・スクール協議会及びPTA等で構成する布部小中学校を支える会から、市立布部小学校、布部中学校を令和6年3月31日にて廃校し、翌4月1日より、居住地域によって、市立富良野小学校、市立扇山小学校、市立富良野西中学校、市立富良野東中学校へ通学することについての将来の布部小中学校の在り方に関する要望書が市長及び教育委員会に提出され、9月22日に開催した令和4年富良野市教育委員会第9回定例会において、これまでの経過、要望内容に鑑み、令和6年3月31日をもって閉校、廃止することを決定いたしました。

今後の取組につきましては、提出された要望を踏まえ、布部小中学校PTA等と協議を進め、令和6年3月31日の廃止に向け、準備を進めてまいります。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、市長、教育長の行政報告を終わります。

日程第3

認定第1号（第3定） 令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定） 令和3年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定） 令和3年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定） 令和3年度富良野市後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号（第3定） 令和3年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号（第3定） 令和3年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号（第3定） 令和3年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第8号（第3定） 令和3年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、前会より継続審査の認定第1号から認定第8号まで、以上8件を一括して議題といたします。

本件8件に関し、委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員長宇治則幸君。

○決算審査特別委員長（宇治則幸君） -登壇-
おはようございます。

決算審査特別委員会より、認定第1号、令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、令和3年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの8件について、審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

令和4年第3回定例会において、継続審査の付託を受けて、議長と議会選出監査委員を除く15名の議員で委員会が構成され、9月14日に審査日程、要求資料を決定し、会計管理者より説明を受け、11月1日、2日、4日の3日間にわたり、各所管部ごとに審査を行い、11月15日には市長との意見交換を行いました。

決算審査に際しては、コロナ禍による市の厳しい行政運営の中にあつて、予算が適切に執行され、当初見込んだ行政効果を上げられたかなどの観点について審査を行いました。

認定第1号では、特に、歳出の7款1項3目の132番、アニメコンテンツ活用誘客促進事業費について質疑が集中し、本事業の目的と誘客促進については、本市に特化したアニメの制作や市内観光スポットなどを紹介することで、国内の新たな年齢層やアニメファンなどへの希求とともに、海外も含めた配信により、本市の知名度を高め、観光振興を図ることとされています。

しかし、その目的の達成に向けて、最少の経費で最大の効果を発揮しようとする観点では、取組が不十分であり、アニメ制作委託料に対する考え方に相違があることが明らかになりました。また、制作されたアニメコンテンツの内容についても質疑が集中し、成果品の中で「内臓を売る」という表現が数回出てきたことに関して、不

適切な表現であるとの意見や、本市のイメージを毀損するおそれがあり、認識配慮に欠けたもので、事業効果には問題があり、不適格であると判断せざるを得ないとの意見が出されました。

審査の結果、認定第1号につきましては、委員会での意見の一致が見られず、起立採決の結果、賛否同数となり、委員長採決の結果、不認定すべきものと決し、認定第2号から認定第8号につきましては、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件8件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番石上孝雄君。

○7番（石上孝雄君） まず、委員長報告について質問いたします。

先日の決算審査特別委員会での佐藤委員の発言、これは、11月4日に開催された決算審査特別委員会運営委員会の中で、令和3年度決算審査になじまないとの意見で、全会一致でその内容をこの議場の中で皆さんに報告しております。

その中には決算審査特別委員長、副委員長、それから佐藤委員が入っております、私が決算審査特別委員会運営委員長の立場から言っても、このなじまない発言を常時繰り返していく、そういう独善的な理由を説明していったと思うのですけれども、これは、いま決算審査特別委員長が言った7款1項3目の132番、アニメコンテンツ活用誘客促進事業費の中のアニメ制作委託料3,300万円を全く議論しないまま、制作内容のほうに入っていくというふうに自分は思っています。

意見交換の中でも、市長は長く議員もされており、議長も長く経験されており、その市長までもがこの場でのその質問はなじまないというところでありまして、決算審査特別委員長も、質問は、再三、1回か2回はなじまないということで止めていたと思いますけれども、ずっと続けていったというところによって、賛成、反対が同数となり、最終採決は決算審査特別委員長が不認定のほうに持っていったというのは、全く意に介さないというか、この決算審査になじまない、一番の費用対効果、それから事業効果、そこの議論が一つもなされないまま、令和4年度分に放映されたものの考えで終始質問されています。

決算審査特別委員長、1点ずつ質問していいですか。2点、続けていいですか。

そうしたら、まず1点、なぜ、止めたにもかかわらず、最後まで質問を続けさせたのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

決算審査特別委員長宇治則幸君。

○決算審査特別委員長（宇治則幸君） 石上議員の御質問にお答えいたします。

決算審査特別委員会の流れのことかと思えます。

令和3年度分の決算の話ですから、上がっている予算について、どのように執行されたかということ、当然、審査すればいいというか、審査することになりますけれども、今回の問題については、私も悩みましたけれども、契約も決して早い時期ではなく、また、成果品が上がったのも令和3年度末、3月の後半だったかと思っております。その中で、事業効果等の判断は原則であればできかねるかと思えますけれども、実際、私たちが目にしたのは令和4年の夏でございました。

継続事業であれば、継続して去年との違い、今後のことについてとなるかと思うのですけれども、今回の問題は、決算審査特別委員会でやっておかなければ、このアニメ制作委託料、委託料とはいえども、アニメコンテンツを活用した誘客促進事業というふううたっております。確かに、出ている予算についてはアニメの制作費だけです、そのみを、これは監査委員を通っているわけですから、数字的なことについては問題はないと思えますけれども、事業効果等を考えれば、私も悩みましたけれども、やはり、現状でどうということになっているのかということに、希求せざるを得ないということで話を広げていったかなと思うところでございます。話を広げたというか、事業効果等は令和4年度の中でなければ見えなかったかなとも思うところでございます。

それで、委員の方には止めたという、令和3年の予算、決算で整理してくださいと申し上げたけれども、いま、私が申し上げたとおり、事業は一連の中の事業という、そういう形で私はそれぞれの意見を聞いたところでございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） よろしいですか。

7番石上孝雄君。

○7番（石上孝雄君） 決算審査で、単年度事業、事業効果が見えないからこの場所でやらなければならないという話ではないのですよ。だから、市長も決算審査特別委員長も止めたと思うのです。そして、何よりも決算審査特別委員会運営委員会の中で全会一致で決めたことを、そんな拡大解釈をして、令和3年度の決算を、何か令和3年度、令和4年度の連結決算みたいな話でどどん話を広げていくと、本当にまともな令和3年度の決算審査をしたのかという、いろんなところで弊害が出てきていると思うのです。だから、一般質問にしてください、違う場所でやってくださいと、そういうニュアンス的な意味合いで言ったと私は受け止めているのですよ。

自分も、決算審査特別委員会運営委員長の立場からす

ると、それが一番望ましいと思ったので、こういうところで全然関係のない話を持ってくるということは全くルール無視だし、それに、今度、フリートークの場になってくるような、そういう審査基準で、もう基準が曖昧になってどうにもならなくなってくるというような、そういうふうな見方もできるのですよね。だから、きちんとしたルールがあって、規律があって、その中でやらなければならないものを、なぜそこまで続けていくのか、再度、お聞きいたします。(発言する者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 12番佐藤秀靖君。

○12番(佐藤秀靖君) いまの石上議員のお話ですけれども、そのことを言うのであれば、決算審査特別委員会の中で言うべき話だと思います。

○議長(黒岩岳雄君) 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

決算審査特別委員長宇治則幸君。

○決算審査特別委員長(宇治則幸君) 石上議員の再質問にお答えします。

決算審査特別委員会の中で議事を止めて、確かに、決算審査特別委員会運営委員会ということで問題を整理して進めようということは確認されております。

当初、4点に分かれた質問を2点に絞り込み、続けてきたつもりでございます。たしか、このアニメコンテンツに関する促進事業についてのこととその目的に分けて絞り込んで審議をしてきたつもりですけれども、再度、繰り返しになりますけれども、事業としては一連の流れがあると、私はそう解釈して場面によっては意見を拾うというか、発言を拾った次第でございます。

以上です。

○議長(黒岩岳雄君) よろしいですか。

7番石上孝雄君。

○7番(石上孝雄君) 事業効果、それから費用対効果、これは調べているのですか。

私どもの会派は、このクラウドファンディング型ふるさと納税で制作されたこの事業、委託料3,300万円ですけれども、寄附総額は6,738万円、寄附件数は4,923件に上っており、私らの解釈では、事業効果は、放映されて間もないですから、もうちょっと日にちというか、数か月がたたないと分からないということが実情ですけれども、費用対効果のほうは十分得られたと認識しています。

その観点から言うと、このアニメコンテンツ活用誘客

促進事業費というのは、目標額をはるかにクリアして、そして、来年、少なくとも年が明けなかつたら分からないような事業効果はその辺で探っていかなければならない。当然、令和4年度内で一般質問するなり、来年の中で審議するなり質問するべきことで、それを拡大解釈してしまいましたなんていう話では、到底、納得できる話ではないのですよ。

令和3年度の決算審査ということであれば、やっぱり、そこをきっちりわきまえて、線引きをしてやるのが本筋でないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長(黒岩岳雄君) 御答弁願います。

決算審査特別委員長宇治則幸君。

○決算審査特別委員長(宇治則幸君) 石上議員の再々質問にお答えいたします。

この問題は、アニメコンテンツ活用誘客促進事業費とうたわれております。本来であれば、誘客促進に関する事業費というか、予算もこの中で計上されていればありがたかったのですけれども、やはり、いま石上議員が言われたとおり、この予算はアニメを制作する委託料に特化していると。そういう判断でいえば、確かに令和3年度の中で一つ切っても間違いはなかったかと思えます。

しかし、繰り返しになりますけれども、誘客促進事業というふうに広く予算を計上しているところから見ると、私は、その経過についても議員の知る範囲で質疑を交わすことは可であったのではないかと思っております。

以上です。

○議長(黒岩岳雄君) 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時41分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

再度、御答弁願います。

決算審査特別委員長宇治則幸君。

○決算審査特別委員長(宇治則幸君) 石上議員の再々質問にお答えします。

令和4年8月にアニメは上映されたというか、テレビ放送があったわけですが、令和4年3月末までに納品となった成果品について、その評価に当たり、令和

3年度の事業として認識をしております。その観点から、委員会並びに市長との意見交換の中で私は発言を認めた次第でございます。

もう一回、繰り返します。

成果品については、令和4年3月、令和3年度内に納品されております。そのアニメを実際に多くの者が目を通したのは令和4年8月でございます。ついては、令和3年度の事業として成果品がどうだったかということを確認して、それぞれの委員の発言を認めた次第です。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） もう一つあるということで、石上議員、質問をお願いします。

○7番（石上孝雄君） これで質問が最後になるのですが、いまの答弁の中で、誘客促進事業をもうちょっと広くやるべきだったような話でいまの答弁だったと思います。公平、公正にやらなければならない決算審査特別委員長の立場で、そんな幅広く見ていたら、これはどうもなりませんよ。審査になりませんよ。ましてや、令和3年の9月にこの補正が上がったときに、邪神ちゃんを知らないからもうちょっとPRしたほうがいいのではないかと質問があったのは、これは宮田議員だけです。3,300万円に到達していないから、やるのはいかなものか。それから、クラウドファンディングを、もうちょっと、ふるさと納税を集めるためにこれに特化したPRはどうしているのだ、どうするのだという質問しかなかったはずなのですよ。

いまの誘客促進事業の中の制作委託料の3,300万円を決算審査で審議しなければならないところを、その映画の内容に入っていくのは全く審査対象になっていないということを何回も言っているのに、そこの言及を一つもやってくれないというのは、もう全然、答弁になっていないですよ。このまま平行線で終わりですよ、これ。もう一回、質問にきちんと答えてくださいよ。（発言する者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 静粛に。

御答弁願います。

決算審査特別委員長宇治則幸君。

○決算審査特別委員長（宇治則幸君） 繰り返しになります。

令和3年度の予算を執行されたことの事業としてアニメ制作委託料が上がっていることは間違いございません。

しかし、この事業のある意味の評価というか、成果品のことについては、令和3年度事業として見える範疇でやったということで認識をして、種々の発言を認めて進行してきたところです。言い方については、特に変わっていないと思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

17番後藤英知夫君。

○17番（後藤英知夫君） いま、いろいろ質問を聞いていた中で、決算審査特別委員長自ら、範囲を広げたというような発言がありました。これは、最初の決算審査特別委員会の中ではそういうことがあったので、実は、決算審査特別委員会運営委員会を開いて、市長との意見交換会に向けては、絞った中でしっかりとその範囲の中でやってくださいということを確認しながらこれを進めたのですよ。私たちも、そういうふうに進むのかなというふうに考えていました。

ところが、やっぱり、最終的には少しずつずれていって、先ほど石上議員が言われたように、私としては決算審査の範囲を超えた部分の質疑になっていたのではないかとこのように考えています。それについては、決算審査特別委員長はどういうふうに考えているのか、お伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

決算審査特別委員長宇治則幸君。

○決算審査特別委員長（宇治則幸君） 後藤議員の御質問にお答えします。

繰り返しになりますが、令和3年度の中で出ていたのは、確かにアニメの制作委託料3,300万円でございます。決算の中でその事業効果、あるいは費用対効果等ということの観点から言うと、単年度事業ですから、私たちが見える範疇で、令和4年の夏になりますけれども、放送されたものについては、令和3年度の事業として認識しているので種々の趣旨の発言を認めたと。繰り返しになりますが、以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件8件の質疑を終わります。

討論の申出はございますか。

（「討論あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 討論申出の発言がありましたので、休憩後、直ちに通告いただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

これより、認定第1号、令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論の通告は、ふらの未来の会、佐藤秀靖君、民主クラブ、石上孝雄君、市民連合議員会、松下寿美枝君、ふらの令和の会、後藤英知夫君、以上4名の諸君であります。

これより、順次、討論を行います。

初めに、ふらの未来の会、佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） -登壇-

認定第1号、令和3年度一般会計歳入歳出決算について、ふらの未来の会を代表して、反対の立場から、討論いたします。

その理由は、7款1項3目の132番、アニメコンテンツ活用誘客促進事業費の事業実施のてんまつであります。

この事業は、アニメ邪神ちゃんドロップキックXの富良野編を制作したもので、クラウドファンディング型ふるさと納税を財源に、邪神ちゃんが見たいという方々の寄附のほか、観光振興に対する寄附であることは承知していますし、そのニーズに応えたいという考えも理解するところです。

しかしながら、予算可決後から制作委託契約締結まで、そして成果品収受に至るまでの約半年の間で、誘客促進という目的を効果的に果たすための考えや手段、方法など、具体的な検討や取組が綿密に行われていなかったこと、また、成果品としてのアニメーションの内容については、借金のカタに内臓を売るなどという、社会通念上、許されない不適切な内容を含む表現が数か所あり、アニメ作成段階で概要として事業者から説明を受けていたにもかかわらず、なぜ富良野編でこの表現が必要だったのか、その意図を確認しないまま、架空上のアニメの問題であり、ある種の問題提起、かつ、主人公の勤労観に基づくものと捉え、許容の範囲と認識していること、また、観光振興どころか、富良野市のイメージを損なう懸念があると考えます。

また、何よりも、富良野市民がこのアニメを見たとき、具体的には富良野市民になじみの深い富良野の象徴的な存在であるへそ神社に、内臓が高く売れますようにと絵馬をかけるシーンなど、不快感を覚えるのではないかとの認識の欠如、並びに市民が抱く富良野のイメージに合うかどうかの確認作業、配慮に欠けたもので、地方自治体に課せられた住民の福祉の増進という観点からも事業効果には問題があり、不適格と判断せざるを得ません。

よって、不認定が相当であるとして、討論を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） 次に、民主クラブ、石上孝雄君。

○7番（石上孝雄君） -登壇-

民主クラブを代表して、賛成の立場から、討論いたします。

先ほど決算審査特別委員長に質問させていただいたとおり、富良野市の決算審査は、前年度、令和3年度の前

算特別委員会で採決された予算に対し、事業効果、費用対効果を審査するものであります。11月15日に市長との意見交換終了後、討論の申出があり、一般会計決算は賛否同数により、委員長裁決で不認定になりました。

争点となったアニメコンテンツ活用誘客促進事業費は、邪神ちゃんドロップキックXとのコラボで本市を舞台にした特別編の制作を委託し、国内外のアニメファンなどに情報を発信することにより、交流人口をさらに増やすことを目的とし、アニメ制作委託料3,300万円の財源をクラウドファンディング型ふるさと納税としております。結果、寄附総額は6,738万円、寄附件数4,923件に上り、事業効果は放映されて間もないことから未知数ですけれども、費用対効果は十二分に得られていると思います。

しかし、意見交換では、決算審査質疑から大きく脱線し、決算審査特別委員長に止められたにもかかわらず、令和4年に放映されたアニメ邪神ちゃんの言動に終始し、佐藤議員は、社会通念上、許されないとの理由で不認定とします。あなたは、このアニメの中の邪神ちゃんのキャラを果たしてどれくらい理解していたのでしょうか。平たく言えば、紙芝居を1枚めくるたびに話の腰を折り、ちゃちゃを入れるようなふうで理解ができません。非現実のアニメを、社会通念上、許されないものとの一言で片づけていいのでしょうか。邪神ちゃんファンの方からすれば、ただのやかましいおじさんが道徳の話をしているようなふうとしか捉えられないのではなからうかな、そういうふうに感じております。制作者側とアニメファンの表現の自由と言論の自由はどのように説明していくのでしょうか。もっと責任のある審査をすべきです。

先日、11月21日に行われた子ども未来づくりフォーラムでは、アニメでまちおこしと題し、邪神ちゃんを通して富良野の魅力を発信し、紹介している場所を聖地巡礼で回遊してもらい、もっと多くの観光客が富良野に来てくれるように、一生懸命、富良野を盛り上げようと発表の準備をしていましたが、決算不認定の新聞報道を見て、内容の変更を余儀なくされた学校があったと聞いております。純真な児童がポジティブで事業目的を理解していると思います。また、そのことが事業効果につながっていくと考えます。

決算審査の対象に入っていない令和4年8月以降に放映された邪神ちゃんドロップキックXのストーリーの一部を切り取り、社会通念上、許されないと言っておりますが、意見交換で、市長からも質疑になじまないのではこの方法が望ましいと答弁され、また、決算審査特別委員長からも質疑内容になじまないと注意を受けたにもかかわらず、その注意に従わず、審査対象外の不規則発言を続けます。

.....
.....

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

11月15日から今日までの佐藤議員のインターネットでの発信、全国ニュースでのインタビューの受け答えは波紋を呼んでおります。邪神ちゃんドロップキックX富良野版を見た多くの人は……（発言する者あり）

議長、止めてください。

多くの人は、富良野を盛り上げ、イメージは悪くなっていないと思う人が圧倒的に多く、富良野市議会議員自ら富良野のイメージを悪くしているとの意見も寄せられているのも事実であります。

再度、申し上げますが、令和4年にまたがる審査質疑は、決算審査特別委員会運営委員会でルールを決めており、守らない質問は、なかったことと同じです。建設的、客観的な見方だとは到底思えません。もっと真摯に対応すべきではないでしょうか。議員として、決算審査に鑑み、議会ルールを守らないことは、あなたの言っている、社会通念上、問題はないのでしょうか。いかがなものでしょうか。また、これに同調し不認定にした議員も責任がないのでしょうか。

いずれにしても、富良野のイメージを損なうという理屈は、決算不認定の理由には全く当たらず、表現の自由と言論の自由を封じ込めようとする危険な考えは断じて許すことはできません。

以上、決算審査の賛成討論といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 暫時休憩します。

午前11時26分 休憩
午前11時30分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、市民連合議員会、松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） -登壇-

認定第1号の一般会計歳出、7款1項3目の132番に関して、我々市民連合議員会は、この132番、アニメコンテンツ活用誘客促進事業費に関して反対の立場から、討論いたします。

この事業は、アニメを通して、アニメファン、中国などからの観光客誘致など、新たな客層を求めて制作されたものでありますが、このアニメの中で、借金のカタに内臓を売るという決して許すことのできない言動がある、これはアニメの世界だからということで済ませてよいことではなく、また、表現の自由という言葉でも済ませてはいけません。

公の立場である市が観光に資するためを目的として制作されるならば、表現にも最大限の注意を払い、これま

で市民の皆さんとともに大切につくり上げてきた富良野のイメージを最大限PRできるような工夫がなされるべきであると考えているが、成果品収受に至るまでの約半年間、富良野の観光に関わる部署間の連携もしっかりと行われていなかったことが決算審査特別委員会において明らかになった。

令和3年度の予算に対して、当初見込んだ行政効果を上げられなかったとして、反対いたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） 次に、ふらの令和の会、後藤英知夫君。

○17番（後藤英知夫君） -登壇-

ふらの令和の会を代表して、令和3年度富良野市一般会計決算を認定すべき立場で、討論します。

今回、令和3年度決算審査特別委員会において問題とされた一般会計のアニメコンテンツ活用誘客促進事業費のアニメ制作委託料3,300万円については、まず、富良野市を応援してくださる方、アニメ邪神ちゃんドロップキックXのファンの方々などからのクラウドファンディング型ふるさと納税を財源としています。

その動画の中で、借金の返済のために臓器を売るという表現が出てきますが、本市と直接的に結びつけている表現ではなく、邪神ちゃんは実在しないアニメのキャラクターであり、臓器売買を推奨しているわけでもなく、最終的には長い年月をかけ返済していくという結末となっていて、富良野市のPRとして名所や物産も数多く紹介されていることから、許容されるべき範囲であると考えます。

また、担当部署が誘客促進や観光振興につなげる事業をしていないとの趣旨の指摘もありましたが、この動画を放送や配信することによって本市の観光施設や魅力を知っていただき、それをきっかけとして誘客促進につなげていくこと自体がこの事業、アニメ制作委託料の本来の目的であり、今回の予算にはそれ以外の事業の予算は含まれておらず、決算審査内での質疑としては不相当であると考えます。

よって、令和3年度富良野市一般会計決算を不認定とする理由とはならず、ふらの令和の会としては、予算は適正に執行され、原案に賛成し、認定すべきものであると考えます。

以上。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、討論を終わります。

これより、認定第1号、令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、不認定とすべきものであります。

富良野市議会会議規則第80条第1項の規定により、問題を可とする者を起立させるとあります。

したがって、原案について採決いたします。

認定第1号、令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(黒岩岳雄君) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項により、議長の決するところによります。

認定第1号、令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算について、認定といたします。

次に、認定第2号、令和3年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号、令和3年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件5件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件5件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、令和3年度富良野市水道事業会計決算の認定について及び認定第8号、令和3年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上2件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時14分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第4

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査

報告

○議長(黒岩岳雄君) 日程第4、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第4号、自主財源の確保について及び都市事例調査について。

総務文教委員長宇治則幸君。

○総務文教委員長(宇治則幸君) -登壇-

総務文教委員会より、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項に関する調査として、自主財源の確保について、神奈川県横須賀市、長野県軽井沢町へ先進事例調査を行いました。

報告は要点のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

最初に、横須賀市におけるふるさと納税の取組についてであります。

横須賀市は、都市部のため農業や漁業が盛んでないことから、一般的に人気の果物や肉製品、魚介類の返礼品が少ない状況の中、悩みながらも積極的な財源確保を進めてきているという点では本市と共通するところがあります。実績が伸びてきている背景として、高額オフィスチェアを返礼品に加えたことによるものがあり、さらには、工業製品のみならず、レストランの食事や美術館を軸とした、魅力あるふるさと納税の返礼品の対象となるアイテムに関わる企業をうまく活用し、美術館観覧券やレストラン食事券など返礼品の多様化に努めています。

また、高所得者層からの寄附の割合が高いことを受け、ターゲットを絞り、高所得者層向けの無料雑誌などに有料広告として掲載しています。企業版ふるさと納税においても、民間事業者との連携を強化し、事業者から自由な提案を受けた上で、企業版ふるさと納税を財源とした奨励金事業として支援を行っています。

考察として、本市においても所得層別にターゲットを絞った返礼品の検討や、本市への来訪を促すような返礼品を増やしていくことも必要で、その上で地域性や特性を生かした効果的な露出も必要と考えます。また、各基金について、寄附者が活用しにふさわしい事業を選択できるということ、また、その事業については、所管課からの提案に基づいて組み立てられていることなどは非常に参考にするべきであります。地域企業や団体との連携を深めながら、企業版ふるさと納税における奨励金事業についても調査研究を進めるべきと考えます。

次に、軽井沢町の家屋敷課税の取組についてであります。

全国でも有数の別荘地でもある軽井沢町では、多くの

別荘や店舗、事業所を有することから、制度開始当初より、家屋敷課税として、町内に家屋敷もしくは賃貸を含む事務所、事業所を所有する町内に住所を有しない個人に町県民税の均等割として課税を行っています。行政上の施策として、ごみの収集、環境衛生、防犯・防災、道路整備等、各種行政サービス利益を享受している住民に準ずる立場と考え、財政収入の一部負担を求めようとする応益原則を根拠にしています。

全国の自治体で3割程度、北海道内では旭川市、ニセコ町を含む12自治体のみが課税している現状ですが、考察としては、本市のように人口減少が続いているところでは、空き家を含む常住しない家屋敷が地域全体で増加することが今後も想定されます。各種行政サービスの維持のためには新たな財源として検討することも必要と考えますが、地域の実情に沿った対応ができるよう調査研究に努めていく必要があると感じました。

以上で、都市事例調査報告を終わります。

続きまして、調査第4号、自主財源の確保についての調査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市の現状と課題、これまでの取組実績の把握をし、先進地における取組について調査を進めてきました。

自主財源とは、地方自治体が自主的に徴収できる財源で、独自に調達できる財源を指します。日本では、市区町村税などの地方税、地方消費税、条例や規則で徴収できる法定外税のほか、分担金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。

今後は、生産年齢人口の減少が自治体の税収減をもたらすことが予想されます。そこで、様々な工夫を凝らし、歳入を確保する必要があり、近年ではふるさと納税などの取組を進める自治体が増えている状況にあります。

本委員会でも、富良野市の自主財源の確保の取組の中では、特にふるさと納税について議論が集中しました。本市ではポータルサイトを増やし、寄附額は年々増加しており、返礼品の内容についてはメロンやワインなどの特産品が中心となっています。寄附拡大に向けた取組として、ふるさと納税PR大使の活用や、返礼品メニューの拡大、それに合わせた事業者説明会を実施しています。具体的には、地域おこし協力隊による各種媒体を使った情報発信のほか、富良野市地域特産品・ふるさと納税返礼品開発等支援事業として、開発経費の一部補助なども行っています。企業版ふるさと納税についても、企業向けチラシを作成し、企業等への案内を行っています。

以上のような経緯と、これまでの調査で確認された事項、さらには都市事例調査を行った他自治体や各関係機関の取組などを踏まえ、意見交換を行ったところ、委員会として次の点において意見の一致を見た次第です。

1、富良野らしさを生かした取組を進める中で、所得

層別のターゲットを絞った返礼品の検討や、物だけではない、来訪してもらう仕掛け、現地で寄附し、その場で受け取る等の検討と、用途については、所管課から具体的な事業提案を受け、寄附者へ提示していくような取組も必要と考える。

2、企業版ふるさと納税における奨励金事業についても、官民連携の中で意見を取り入れる仕組みと併せ、調査研究を進めるとともに、その上で地域性や特性を生かした情報発信も必要と考える。

3、自主財源の取組は、広告事業、未利用財産の売却、貸付けなど様々あるが、特に未利用財産の売却は企業誘致や雇用確保にもつながることも考えられるため、未利用財産の有効活用を推進されたい。

4、各種行政サービスの維持のためにも、新たな財源として宿泊税導入などの検討の再開をすることも必要と考える。地域の実情に沿った対応ができるよう、調査研究に努められたい。

最後に、これからも本市を応援してくれる方々に対し、ふるさと納税を通して各事業や施策に活用されていることを知っていただくとともに、本市の魅力が全国に伝わることで関係人口の増加にも大きく寄与できる取組が実践されていくことを切望します。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、健康増進について及び都市事例調査について。

市民福祉委員長佐藤秀靖君。

○市民福祉委員長（佐藤秀靖君） 登壇-

市民福祉委員会より、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項に関する調査として、健康増進について、兵庫県豊岡市及び兵庫県西脇市へ先進地事例調査を行いました。

報告は要点のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

最初に、兵庫県豊岡市における取組についてであります。

豊岡市では、豊岡市健康行動計画、豊岡市食育推進計画、いのち支える豊岡市自殺対策計画で構成されるとよおか健康プラン21を策定し、健幸都市の実現に向けて、市民、関係団体及び市が取り組むべき保健分野の基

本的な指針として運用し、その巻頭に掲載された市長から市民などに向けたメッセージとして、行政の健康増進に対する強い思いを綴っているほか、各計画で基本目標や取組方針などを示しています。

また、同市が加盟するスマートウエルネスシティ首长研究会の共同宣言にのっとり、ウエルネス、すなわち、個人が健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができることを、これからのまちづくり政策の中核に促え、健康に関心のある層だけが参加するこれまでの政策から脱却し、市民誰もが参加し、生活習慣病予防及び寝たきり予防を可能とするまちづくりを目指しています。

そのため、科学的根拠に基づき、市民の健康状態の改善が実証された健康まちづくり政策の推進を念頭に、生活の中で歩いて暮らすことに象徴される健康の視点を取り入れたまちづくりを、豊岡市歩いて暮らすまちづくり構想と称して、健康部門だけではなく、情報、市民生活、都市環境、都市整備、環境、教育、産業、観光などの各部門が連携して政策を実施しています。

とりわけ、構想の根幹をなす事業の一つとして、ソーシャルネットワーク・インセンティブの考え方を取り入れたスマホアプリ「とよおか歩子」があり、歩いていためた健康ポイントを学校や地域に寄附する仕組みを構築し、参加者自身の歩く努力が地域社会に貢献することを実感できることとともに、参加者のモチベーション向上にも寄与しています。また、健康まちづくり指導員を委嘱し、地域で実施されている運動教室「元気もん体操」の指導をはじめ、地域の声や課題を行政にフィードバックする役割を担っています。

考察として、豊岡市の健幸都市実現を目指した行政運営は、豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例などに反映され、これらのコンセプトは、基本構想や下位の計画にも盛り込まれ、体系化されています。これにより、行政の目指すべき方向性が分かりやすく、市民理解や市民参加が促進され、条例や構想、各種計画などについても市民目線に立って見える化している工夫は、参考にすべきであります。

また、健康まちづくり指導員制度を導入し、この指導員が市民と行政のパイプ役として有効に機能しており、指導員自身もやりがいを感じるなど、好循環が生まれていることがうかがわれ、健康無関心層の掘り起こしにも一定の効果が期待できることから、調査研究すべきと考えます。

最後に、ソーシャルネットワーク・インセンティブの考えを取り入れた健康ポイント事業は、参加意欲を刺激する効果が得られ、健康無関心層への新たなアプローチの手法としても有効であることに加え、地域貢献、社会参加の意識向上など、副次的効果も確認されるほか、健

康ポイントの交換原資である税金の有効利用の面においても地域活用という観点で大いに参考になる事例であります。

次に、兵庫県西脇市における取組であります。

西脇市も、豊岡市同様、スマートウエルネスシティ首长研究会に加盟し、健幸都市実現に向けて各種事業を実施しており、本委員会では、西脇市、岩手県金ケ崎町、福井県大野市、京都府南丹市の4市町で実施しているICTを活用した飛び地自治体連携による健康ポイントプログラム事業について調査を行いました。

この事業は、PFS、成果連動型民間委託契約方式を導入し、委託事業者が保有する全国規模のデータとノウハウの活用をはじめ、民間組織や外部有識者の知見、ノウハウも活用し、事業実績で得られたデータを徹底的に分析し、事業成果を重視した課題抽出などを行いながら次の事業展開につなげています。

さらに、健康政策の効果を高めるため、まちづくり政策と連携し、ウオーカブルシティの実現と公共交通の再編、地域包括ケアシステム等の政策間連携の実現も目指しており、健康無関心層の参加や、インセンティブによる外出促進、コミュニティー、社会参加、ヘルスリテラシー、ソーシャルキャピタルの向上、健康寿命の延伸などを目的とした各種事業を展開することにより、4市町による経済効果の目標として、医療費、介護費抑制効果6.5億円、健康投資効果6,000万円と設定し、事業を推進しています。

考察としては、PFS、成果連動型民間委託契約方式を導入することにより、委託先をはじめ、民間組織、外部有識者の知見やノウハウを最大限活用して、重層的、複合的に本事業の制度設計がなされており、事業の目的、目標、KPIの根拠を明確にすることにより、市民の健康増進に関する行政の考え方、意図への理解が得られやすくなっているものと推察されます。

また、民間組織や外部有識者と連携することにより、伴走型の事業推進体制を備え、効果的な事業推進が可能となっていることから、本市の次期健康増進計画策定及び各種事業・制度設計時において大いに参考にすべきであり、積極的に外部有識者などに協力を求め、事業効果を高めるための基礎固めが必要と考えます。

最後に、インセンティブによる外出促進策として、飲食店の健康メニューの開発や普及などが予定され、単に市民の健康増進に資するメニュー開発にとどまらず、観光交流も見据えて事業展開されており、農業と観光を基幹産業とする本市において、健幸都市富良野を市内外に発信する、いわゆる健康観光という新しい観光コンテンツ確立の可能性を秘め、経済波及効果も期待できることから、大いに参考にすべきと考えます。

以上で、都市事例調査報告を終わります。

続きまして、調査第5号、健康増進についての調査経過と結果について報告します。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市が取り組む健康増進についての現状把握に努め、中間報告後には先進事例を視察し、直面する課題と対策について調査を進めてきました。

富良野市では、平成30年5月に策定した富良野市国民健康保険第2期保健事業実施計画と第3期特定健康診査等実施計画の終期を令和5年度までとし、また、第2次富良野市健康増進計画の終期も令和5年度として、相互に整合性を図り、総合的に市民の健康増進に取り組んでいます。

そうした中、令和元年度の国保被保険者における特定健診受診率は50.3%と全国及び北海道を上回り、さらに令和3年度の保険者努力支援制度の実績も全国、北海道の上位に位置するなど、担当課の努力が実績につながっているものと推察されます。

委員会では、健康増進に関する調査で確認した事項について意見交換し、健康増進の根本的な問題である健康で生活できる環境づくりとしてポピュレーションアプローチが重要であるという認識の下、生活習慣の改善につながる行動変容を喚起する取組や、子供の肥満防止、歯・口腔の健康、食育、若年層への健康アプローチ、高齢者のフレイル予防など、健幸都市実現に向けた取組について議論してきました。

その結果、行政の健康増進に資する取組を視覚的に訴える見える化と、若年層から高齢者までのあらゆる年齢層への健康増進に向けた取組の伝える化が重要であるという共通認識が得られ、先進事例の視察を踏まえて、次の点について意見の一致を見た次第です。

1、健康増進や健幸都市に関する方針を条例や都市宣言などで明確に示されたい。

健康増進計画は、行政のための計画ではなく、市民のための計画であり、市民一人一人の健康は地域の財産であり、自分が健康であること自体が社会貢献であること、健康を通じて地域社会とつながるという意識を醸成し、健康増進、ひいては健幸都市の実現に向けて市民の行動を変容させていくことが重要です。そのためには、市の考えや方針を明確にすべきであり、条例制定や都市宣言を行うことが効果的と考えます。

今後、条例や都市宣言と連動した各種計画や事業を総合的、重層的に結びつけながら推進し、市の考えを市内外に積極的に発信していくことが肝要です。

2、健康無関心層に対して多角的なアプローチに努められたい。

具体的には、1点目、ソーシャルネットワーク・インセンティブの考えに基づき、付与された健康ポイントを地域に還元し、個人の健康努力が地域貢献につながるこ

とを実感できる制度が健康無関心層の掘り起こしに一定の効果が期待されることから、本市の取組の参考にすべきであります。

2点目、市の広報紙などによる健康無関心層へのアプローチに加えて、市民との協働による取組として、健康のまちづくり指導員や健康アンバサダーなど、健康のまちづくりの中核を担う人材を介して、市民同士、知り合いから知り合いへ口コミによる情報伝達、動機づけも一定の効果が期待できることから、これら人材や団体の育成について積極的に検討すべきと考えます。

3点目、心身の健全な成長に欠かせない安定した食生活は、子供のみならず、あらゆる世代で意識されるべきであり、全世代に対する食育啓発が望まれます。

また、歯・口腔の健康は、生涯にわたって食生活を支え、心身の健全な成長の源であり、乳幼児期、学齢期の歯・口腔ケアもさることながら、高齢者の歯や口腔の機能低下はフレイルの誘因となるため、歯・口腔の重要性について、なお一層の周知が必要です。

現在、本市では、40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に無料で受診できる歯周病検診を実施していますが、若年期における歯・口腔ケアは生活習慣病予防も重要であるため、20歳及び30歳にも無料検診を拡大する必要があると考えます。

4点目、本市では、健康増進に資する施設として、富良野スポーツセンターや中心市街地活性化センターふらっとなどを有しており、これら施設と連携して健康無関心層をターゲットにした取組の検討が必要です。

3、健幸都市づくりに向けた機運の醸成に努められたい。

家庭で気軽に楽しく健康を意識することができる健康メニューの開発、普及は、健康無関心層の掘り起こしに効果的であり、安全・安心な地元食材を使った健康食材を食べ、自然の中で体を動かし、健康を意識した体験プログラムなどは健康観光の新たなコンテンツとしても有望であり、地域経済への波及効果も期待できることから、健幸都市づくりの一環として調査研究を進めるべきと考えます。

健幸都市という考え方は、現代社会において必要不可欠な時流に乗った考え方であるため、市民の健康増進は保健医療施策のみならず、市民の健康はまちづくりの根幹であるという考えの下、市政全体で取り組むべき政策です。今や、健幸都市という考え方は、市民の健康増進に対する取組が市民の満足度を上げ、シビックプライドとなり、さらにはシティプロモーションにつながり、移住促進、観光など外貨獲得、ふるさと納税の増加、企業誘致へと選ばれるまちへのゲートウエーであることから、健康増進を深化させ、健幸都市づくりに向けた機運の醸成が極めて肝要です。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上を申し上げまして、市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第6号、公営住宅について及び都市事例調査について。

経済建設委員長小林裕幸君。

○経済建設委員長（小林裕幸君） ー登壇ー

本委員会では、所管事項に関する調査として、茨城県ひたちなか市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市を訪問し、先進地事例調査を行ってまいりました。

報告は考察のみ申し上げますので、詳細は報告書を御一読願います。

茨城県ひたちなか市における民間賃貸住宅家賃補助制度について。

考察です。

本市の市営住宅の考え方は、建て替えを基準としていますが、人口減少を考え、将来の需要が見通せない中、長期にわたる維持管理がリスクになると考えられます。

なお、民間賃貸住宅家賃補助制度は、社会資本整備総合交付金事業の対象にもなっております。建て替えと家賃補助制度のコストを比較し、若い世代の方々が住みやすいまちづくりを目指す点から、多くの入居ニーズに応えることができる家賃補助制度は、非常にシンプルでありながら有効な手段と考えるところです。

一方、単身高齢者の需要に対しては、単身高齢者向けの市営住宅の建設を検討する必要があるなど、世代別に供給方法を検討する例として、大いに参考となった事例でありました。

また、認定事業者には、賃貸住宅への新たな入居者を獲得するチャンスが生まれることにより、併せて空き室対策にもつながることから、地域の活性化に大きく寄与するものと考えられます。行政におきましても管理の省力化が期待できるなど、先の見通せない時代において、柔軟な判断が可能となる仕組みとして、自治体の財政状況に鑑みた官民連携の富良野モデルを築けるチャンスとなることが期待できることから、調査研究するに値する制度であると言えます。

次に、愛知県瀬戸市における高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業についてです。

考察といたしまして、入居者の安否確認を、生活援助員の巡回訪問に加え、各種センサー類を用いて行っている点は、高齢者世帯の生活において安心確保の面で大き

な役割を果たしているものと思われます。特に、日常生活から介護認定までの隙間を埋める取組として、シルバーハウジングは大きな役割を果たすものと推測されます。

しかしながら、生活援助の内容が、利用者からの希望により範囲が拡大しないよう、サービスの内容を整理する必要や、公営住宅に入居する低所得者が家賃のほかにも有償サービスへ申込みをするかが課題とされます。

また、瀬戸市では新築する際に設備整備を行っていますが、本市の既存公営住宅にこれらの設備が導入できるかといった技術的課題、この事業に取り組むことで高齢者専用住戸となり、他の入居希望者を阻害する可能性もあり、高齢者の住まい方について調査研究が必要と考えられます。

次に、豊田市営樹木住宅買取整備事業と、家族形成期支援住宅による定住促進についてです。

考察といたしまして、樹木住宅買取整備事業は、P P P方式による設計から完成までの期間の短縮と費用の低減を図った整備手法に注目が集まりますが、あえて低層かつ木造の住宅とすることで、多世代入居を実現しつつ、子育て世帯が上階層に入居することがなくなり、子供の足音など生活音が階下に届かないよう、未然に防止されるものと推測されます。さらには、中庭空間の整備により、入居者間のコミュニティー形成を促す住戸配置が特徴であり、現地調査でもその点は大いに感じられました。

一方、市営住宅の費用対効果を最大限に発揮するためには、より多くの住戸を建設し、入居者を多くすることが最良と考えられますが、住戸数を抑制することで、地域の多世代にわたる人々のつながりを持った穏やかな暮らしとする設計や提案を取り入れつつ、多世代のニーズに応えた樹木住宅の取組は、今後の公営住宅の整備において参考となる事例とされます。

また、家族形成期支援住宅として、市内の定住促進に向けた市営住宅の在り方については着実に成果を上げつつあり、本市でも検討する必要があると考えられます。

続きまして、調査第6号、公営住宅について、調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、公営住宅の現況と富良野市公営住宅長寿命化計画についての説明を受けるとともに、市内の公営住宅の現地調査を行い、さらに、都市事例調査により、他自治体における先進事例の調査を行ってまいりました。

本市においては、富良野市住生活基本計画を上位計画とする公営住宅等の整備方針を定める個別の事業計画として公営住宅等長寿命化計画を策定し、その計画期間は令和3年度から15年間とし、内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況に鑑み、おおむね5年ごとに見直しを行い、効率的、効果的な団地別、住棟別の事業手法を選択するとともに、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を

計画的に推進し、ライフサイクルコストの縮減等を目指しています。

本市の公営住宅の管理戸数及び棟数、入居の状況については、令和4年3月末現在における本市の公営住宅管理戸数は619戸で、管理棟数は138棟と、国の補助を受けていない単費住宅の管理戸数は6戸で、管理棟数は3棟であり、このほか、道から指定管理を受けた道営住宅の管理戸数は72戸、管理棟数は6棟となっており、合計した管理戸数は697戸で、管理棟数は147棟となっております。

入居者については、65歳以上の高齢者割合が44.6%と、全市の割合と比較してやや多く、若い世代の入居応募が少ないことに対し、ニーズに対応できていない等の課題はないのかとの意見が出されておりました。空き住戸につきましては、政策空き家として用途廃止、または建て替えに向けて、退去により空き家となっても新たな入居者の募集を行わないものとしており、富良野市公営住宅長寿命化計画において、令和17年度で574戸と示され、令和4年3月31日現在の戸数625戸から減らす方針としております。

特定目的住宅については、入居選考要領において、高齢者や障がい者を持つ方のみが入居できる住宅と定義し、市営住宅に84戸、道営住宅に24戸あり、バリアフリー化されている状況にありますが入居希望者が多く、倍率が非常に高いことも本市の課題であると言えます。入居者募集における応募と抽せん状況については、抽せんは令和2年度よりパソコンを使用して行われています。また、令和3年の募集状況の傾向は、築年数が新しく、特定目的住宅として高齢者等世帯向け住宅と定めている住戸への応募倍率が20倍から30倍となっており、高齢者の応募者数に対する数が不足している状況がうかがえました。

現地調査については、本年8月に入居者募集が行われた住戸の内部と全ての公営住宅について外観目視による現地調査を行い、議論が進められてきました。募集された住戸については管理が行き届き、好印象を受けましたが、築年数や立地条件によっては応募倍率に差が出ていることを理解することができました。

特に、山部地区と東山地区については、定期募集以外に随時募集をしても入居申込みがない住宅が散見されています。政策空き家となっている126戸の住宅については、解体等が一部で行われているものの、無人の建物であることから防犯上の危険も感じられるとの意見が多く出されました。

日本全国において人口減少や少子高齢化は深刻な問題を抱えており、これらの公営住宅の在り方は、住宅政策のみならず、自治体あらゆる課題の分析や、部局間の連携により維持管理作業が大きくならないように配慮し

ながら、今後の施策を進めていくことが急務であると考えます。

現地調査及び都市事例調査による先進事例の調査を参考に、改めて意見交換と議論を深めてきたところ、バリアフリー化への対応、省エネ対策、入居応募者の世代の偏り、政策空き家の扱い、既存住宅の建て替えに向けた諸課題、民間借り上げをはじめとした多様な住宅供給方法などが挙げられましたが、次の4点について意見の一致を見た次第であります。

1、高齢者や障がい者、小さな子供を育てる世帯など、入居者の構成やライフステージに合わせた多様なニーズに応えるとともに、多世代による団地形成に向けた施策の検討を進められたい。

2、本市の目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進められているが、本市の自然環境を生かした公営住宅の在り方について調査研究を進められたい。

3、政策空き家については、解体撤去を基本としつつ、建物や跡地の売却を含めた利活用を検討されたい。

4、今後の公営住宅の供給については、民間資金や民間活力を活用するPPP、官民連携方式による整備や、民間賃貸住宅家賃補助制度の活用など、多様な方法について調査研究を進められたい。

なお、本報告書の全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げます。経済建設委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わります。

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終わります。

日程第5 議員の派遣に関する報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件について報告を求めます。

17番後藤英知夫君。

○17番（後藤英知夫君） ー登壇ー

議員の派遣について御報告申し上げます。

令和4年第3回定例会で議員の派遣の許可を得ました道北支部議長会議員研修会について、派遣議員を代表して報告申し上げます。

本研修会は、北海道市議会議長会、道北支部議長会と上川町村議会議長会の共催により、10月26日に旭川市公会堂で開催され、本市議会議員の参加は10名でありまし

た。

「道北はコロナ禍をチャンスにできるか」と題して、株式会社日本総合研究所調査部主席研究員の藻谷浩介氏より講演を受けました。

藻谷氏は、海外訪問をはじめ、日本国内の自治体を自ら訪問し、その大半が2回以上で、訪問時に得られた経験から、道北地域においては観光と農産物、少しの手作り工芸品により経済的な基盤を確立させることができるとの提言をいただいたところです。一方、昭和的価値観を捨て、国や北海道に依存することなく、自ら考え行動する、政策立案をするといった点において、大いに参考となったところでもあります。

また、「北海道の防災教育、被災者支援の充実に向けて」と題して、東北大学災害科学国際研究所助教の定池祐季氏から講演を受けました。

定池氏は、北海道南西沖地震を奥尻島で経験したことをきっかけに、災害復興、地域防災に関する研究を始められ、胆振東部地震の発生前から厚真町に対する防災教育に関わっており、地震発生後は災害対応、復興や生活支援に関する支援活動に取り組み、これらの活動から得られた教訓から、防災教育について目指す形、被災地とそれ以外の地域との防災教育の違い、地域資源を生かした防災教育、被災した子供たちを支える仕組みとして厚真町の例を紹介するほか、被災者支援の充実に向けた内容について講演をされました。

本市は、大きな災害はないものの、日常からの備えが復興や被災者支援に重要な役割を果たすと感じたところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第6 監査委員報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和4年7月分から9月分の3件であります。

本報告3件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で監査委員報告を終わります。

日程第7

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

て

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員上用眞一郎氏は、令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、上用眞一郎氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第8

議案第21号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（黒岩岳雄君）

日程第8、議案第21号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

議案第21号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員藤田恵土氏は、令和5年3月8日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、藤田恵土氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

日程第9

議案第22号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第9、議案第22号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長(北猛俊君) -登壇-

議案第22号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員東海林孝司氏は、令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、東海林孝司氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(黒岩岳雄君) 本件について御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

ここで、5分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時14分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第10

議案第11号 富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について

議案第12号 富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第13号 富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第14号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第15号 富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第10、議案第11号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について、議案第12号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第13号、富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第14号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第15号、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、以上5件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長(稲葉武則君) -登壇-

議案第11号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和4年8月の人事院勧告を参考に、富良野市議会議員の期末手当額の支給割合を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給額を4.3か月分から4.4か月分に引き上げるものでございます。

第1条は、令和4年の12月に支給する期末手当額の支給割合を改めようとするものでございます。

第2条は、令和5年度の期末手当額について、6月及び12月の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、第1条は公布の日から、第2条は令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、富良野市フルタイム会計年度任用職員と同様に、富良野市職員の支給割合を参考に改定しようとするものでございます。

内容につきましては、令和5年6月及び12月の期末手当の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとし、報酬の算出に引用する給料表の適用も施行日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和4年8月の人事院勧告を参考に、富良野市長、副市長及び教育長の期末手当額の支給割合を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給額を4.3か月分から4.4か月分に引き上げるものでございます。

第1条は、令和4年12月に支給する期末手当額の支給割合を改めようとするものでございます。

第2条は、令和5年度の期末手当額について、6月及び12月の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、第1条は公布の日から、第2条は令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和4年8月の人事院勧告を参考に、職員の給料及び勤勉手当額の支給割合を改めようとするものと、令和5年4月施行とする職員の定年年齢の引上げに伴い、給与制度を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、令和4年12月に支給する職員の勤勉手当額の支給割合の改定で、正職員は0.1か月分、再任用職員は0.05か月分引き上げるものと、別表第1、別表第2の給料表の改定で、若年層の給料月額を平均約0.3%引き上げようとするものでございます。

第2条は、令和5年度の勤勉手当額について、6月及び12月の支給割合を改め、あわせて、定年前再任用短時間勤務職員に係る給料及び手当について改正を行うとともに、附則の追加などにより、60歳に達した職員の給料を70%相当額に引き下げるほか、60歳以降、定年年齢前に退職し、定年前再任用短時間勤務職員となる職員及び定年退職後、65歳までの期間に再度の任用を行う暫定再任用制度による再任用職員の給料等について改正しようとするものでございます。

条例の施行日は公布の日からとし、第2条は令和5年4月1日から、別表第1及び別表第2の給料表の改定は令和4年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、既に支給分の給与は、改定後の規定による給与の内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、富良野市職員の給与に関する条例を準用していることから、富良野市職員の支給割合を参考に改定しようとするものでございます。

内容につきましては、令和5年6月及び12月の期末手当の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日は令和5年4月1日からとし、議案第14号の富良野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、改正する給料表の適用も施行日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより、順次、本件5件の質疑を行います。

初めに、議案第11号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正についての質疑を行います。

本件について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

本件について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

本件について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

本件について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

本件について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議案

第15号の質疑を終わり、本件5件の質疑を終了します。
討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件5件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件5件は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第1号から議案第10号、第16号から第20号
(提案説明)

○議長(黒岩岳雄君) 日程第11、議案第1号から議案第10号まで及び議案第16号から議案第20号まで、以上15件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長(稲葉武則君) -登壇-

議案第1号、令和4年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ2億9,012万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億5,866万円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加11件、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

20ページ、21ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、議員1名の辞職による議員報酬などの議員報酬217万円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、食材高騰による給食費の増額を抑制するため、学校給食センターでの賄材料費を補填する富良野広域連合負担金、不足が見込まれる麓郷及び東山テレビ中継局の電気料金を補填するテレビ中継局維持管理費の燃料及び光熱水費、総務省による調査に対応するため、システムの改修を行う情報運営管理事業費の財務会計システム改修委託料、障がい者福祉における福祉サービスのデータベース化に伴う事務システム、生活保護医療扶助オンライン資格確認対応に伴う生活保護システム、富良野市子育て世帯応援臨時給付金の給付に要する児童手当システム、それぞれを修正する住民情報システム運営管理費の住民情報システム修正委託料の追加、開催ができなかった山部及び東山文化祭事業費の講師謝礼金、文具・消耗器材及び印刷代、手数料の減額、広聴広報費と財産管理費の財源振替、2項徴税費で、地方税納税共通システム化に伴う納付書の変更による賦課事務費の文具・消耗器材及び印刷代の追加、3項戸籍住民登録費で、マイナポイント業務増加による社

会保障・税番号制度カード交付事業費の会計年度任用職員報酬の追加、4項選挙費で、令和5年4月に実施される知事及び道議会議員選挙の準備費用として、知事及び道議会議員選挙費の管理者報酬ほか必要経費の追加、事業費確定による参議院議員選挙費の立会人報酬ほか不要経費の減額、差引きいたしまして1,594万7,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、糖尿病重症化予防事業費に要する国民健康保険特別会計繰出金、人件費に係る介護保険特別会計繰出金(24ページで訂正)、サービス需要の増加が見込まれる自立支援給付事業費の障害福祉サービス費、補装具費支給事業費の補装具費支給費、地域生活支援事業費の移動支援事業委託料の追加、事務費負担金の確定による後期高齢者医療特別会計繰出金、負担金の確定による後期高齢者医療療養給付費負担金の減額、2項児童福祉費で、過年度精算による子育て支援短期利用事業費の子ども子育て支援交付金国庫補助金精算返還金、電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援を受けて、子育て世帯を応援する富良野市子育て世帯応援臨時給付金給付事業費の通信運搬費、富良野市子育て世帯応援臨時給付金、過年度精算による子育て支援センター運営費の子ども子育て支援交付金国庫補助金精算返還金、障害児通所給付事業費の障害者自立支援給付費道負担金精算返還金、障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金、食材高騰に伴い増加している認可保育所運営費の賄材料費、過年度精算による子ども子育て支援給付事業費の子ども子育て支援給付国庫負担金精算返還金、子ども子育て支援給付道負担金精算返還金、一時預かり事業幼稚園型補助金の子ども子育て支援給付国庫負担金精算返還金、食材高騰による給食費の増額を抑制するための私立幼稚園給食費高騰対策事業費補助金、過年度精算による子育てのための施設等利用給付事業費の子育てのための施設等利用給付交付金国庫補助金精算返還金、子育てのための施設等利用給付交付金道補助金精算返還金の追加、差引きいたしまして8,468万6,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援を受けて支援する医療・福祉施設等物価高騰特別支援金給付事業費の文具・消耗器材及び印刷代、通信運搬費、医療・福祉施設等物価高騰特別支援金、サービス需要の増加が見込まれる訪問看護ステーション交通費助成金、生後6か月から4歳までのワクチン接種による新型コロナウイルスワクチン接種事業費の新型コロナウイルスワクチン接種委託料、ハイランドふらの及び生涯学習センターにおける固形燃料ボイラーに要する固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費の文具・消耗器材及び印刷代、燃料及び光熱水費、施設修繕料の追加、事業費確定による山部診療所運営事業費の(債)

器具購入費の減額、2項清掃費で、清掃業務における一般事務費の会計年度任用職員報酬、リサイクルセンター運営管理経費の燃料及び光熱水費、車両修繕料、施設修繕料、固形燃料化施設破碎機点検委託料、富丘埋立処分場に係る埋立処分場維持管理経費の車両修繕料の追加、事業費確定によるごみ減量と再資源化啓発事業費の一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託料、ごみ収集経費の(債)一般廃棄物収集運搬業務委託料、リサイクルセンター運営管理経費の(債)リサイクルセンター運営管理業務委託料の減額、差引きいたしまして3,267万7,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業担い手育成センター運営管理経費の燃料及び光熱水費、就農支援に係る農業担い手育成事業費の農業担い手支援資金貸付金、麦の生産拡大を進める国産小麦産地生産性向上事業費補助金、電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援を受けて支援する農業物価高騰対策緊急支援金、ふらのワインハウスに係る自然休養村管理センター管理費の施設修繕料の追加、事業費確定による農業次世代人材投資事業費の農業次世代人材投資資金の減額、2項林業費で、事故災害の補償に係る有害鳥獣駆除対策経費の療養補償費の追加、差引きいたしまして4,287万6,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援を受けて支援する富良野市事業継続緊急支援金、北海道による消費者行政活性化事業決定に伴う消費生活センター・女性センター運営管理事業費の文具・消耗器材及び印刷代、中心街活性化センターふらっつによる電波障害対策として、中心街活性化センター運営管理費の中心街活性化センターテレビ電波障害防止施設整備負担金の追加、商工業振興費の財源振替、合わせて6,621万5,000円の追加でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、市道山部西1号線に係る日盛橋の通行止め解除に向けた橋梁維持費の設計測量調査委託料570万円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、ALT交代に伴う外国語指導助手招致事業費の傷害保険料、外国語指導助手渡航負担金の追加、開催のできなかった富良野市音楽大行進実行委員会交付金の減額、4項社会教育費で、図書館費の財源振替、差引きいたしまして4,000円の追加でございます。

10款公債費は、1項公債費で、過年度市債の利率見直し、令和3年度市債の償還及び一部繰上げ償還に伴う地方債償還元金の追加、地方債償還利子の減額、差引きいたしまして4,419万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、1項市民税で、個人の所得割7,217万3,000

円の追加でございます。

12款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税563万9,000円の追加でございます。

16款国庫支出金は、1項国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加、2項国庫補助金で、マイナポイント事業費補助金、地域生活支援事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、合わせまして1億4,229万円の追加でございます。

17款道支出金は、1項道負担金で、障害者自立支援給付費負担金の追加、2項道補助金で、総務費の地域づくり総合交付金、地域生活支援事業費補助金、国産小麦産地生産性向上事業交付金、消費者行政活性化交付金の追加、農業次世代人材投資事業補助金、農林業費の地域づくり総合交付金の減額、3項委託金で、知事及び道議会議員選挙費委託金の追加、参議院議員選挙委託金の減額、差引きいたしまして404万7,000円の追加でございます。

19款寄附金は、1項寄附金で、ふるさと応援寄附金(企業版ふるさと納税)100万円の追加でございます。

20款繰入金は、1項基金繰入金で、財政調整基金繰入金、農業推進事業基金繰入金6,100万円の追加でございます。

22款諸収入は、5項雑入で、市町村振興宝くじ収益金交付金、広告料、いきいきふるさと推進事業助成金537万6,000円の追加でございます。

23款市債は、1項市債で、山部診療所運営事業債140万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正に記載のとおり、令和4年度複合庁舎警備業務委託料、令和4年度複合庁舎清掃業務委託料、令和4年度地域おこし協力隊派遣業務委託料、令和4年度住民情報システム保守委託料、令和4年度住民情報システムクラウド利用料及び令和4年度一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、令和5年4月1日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、令和4年度島ノ下地区コミュニティカー運行事業費、令和4年度山部地区コミュニティカー運行事業費につきましては、令和5年度乗合事業の認可を取得するに当たり、契約手続を本年度中に行うことが必要なため、令和4年度金満緑地公園パークゴルフ場指定管理料、令和4年度東山公園パークゴルフ場指定管理料、令和4年度山部自然公園太陽の里指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定の締結のため、それぞれ記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるために追加するものがございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のと

おり、山部診療所運営事業費は事業費の確定に伴う起債額の調整で、記載のとおり限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和4年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ28万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,428万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費で、国保事業報告システムクラウド負担金16万5,000円の追加でございます。

5款保健事業費は、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費で、会計年度任用職員報酬、委員費用弁償及び旅費、合わせまして12万4,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく6ページ、7ページ上段でございます。

3款道支出金は、1項道補助金、1目保険給付費等交付金で、特別交付金16万5,000円の追加でございます。

5款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、保健事業費繰入金12万4,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、令和4年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ186万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,336万1,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費で、職員管理費186万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく6ページ、7ページ上段でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金、4目その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金186万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、令和4年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ103万3,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,546万7,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で、北海道後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金103万3,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく6ページ、7ページ上段でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、その他一般会計繰入金103万3,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、令和4年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,499万3,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費、1目一般管理費で、各種手当の変動による職員管理費27万3,000円の追加でございます。

2款公債費は、1項公債費で、起債の利率確定に伴い、2目利子から1目元金へ10万8,000円を振り替えるものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

4款繰越金は、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金27万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、令和4年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第1号は、債務負担行為の設定2件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正は、令和4年度水源送水場管理委託料及び令和4年度検針業務委託料について、令和5年4月1日から業務を実施する上で、令和4年度中に契約事務を進めるため、記載の期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、令和4年度富良野市下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市下水道事業会計補正予算第1号は、資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億4,990万円を2億4,780万円に改め、資本的収入に210万円を増額し、収入予定額を2億5,810万円にするものと、予算第5条に定めた企業債の変更でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

4ページ、5ページでございます。

1款資本的収入は、1項企業債、1目企業債で、起債対象経費の見直しに伴う増額で、予算第5条に定めた企業債のうち、下水道事業費の限度額を5,220万円から5,430万円に変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野市財政調整基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定に基づき、令和4年度の事業費財源に充てるため、富良野市財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳は、富良野市子育て世帯応援臨時給付金給付事業の財源として1,000万円以内、医療・福祉施設等物価高騰特別支援金給付事業の財源として1,000万円以内、農業物価高騰対策緊急支援事業支援金の財源として1,000万円以内、富良野市事業継続緊急支援金の財源として3,000万円以内、合計6,000万円以内を富良野市財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市職員の降給に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年についても同様に引き上げられることを踏まえた地方公務員法の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢制の導入、及び60歳に達した職員の給料7割措置が開始され、職員の意に反する降給が発生することから、条例を制定しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、条例の目的を、第2条は、降給の種類を定めようとするものでございます。

第3条は、職員が属する職務の級より下位の級に分類される職務を遂行することとなった場合など、降格に関する事由を定めようとするものでございます。

第4条は、職員の定期評価が最下位の段階など、勤務実績がよくないと認められる職員など、降号に関する事由を定めようとするものでございます。

第5条は、降給させる場合における任命権者通知書の交付について、第6条は、任命権者が指定する医師の受診について、職員の命令に従う義務を定めようとするものでございます。

第7条は、規則への委任について定めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市職員の定年を延長することに関する関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

本件は、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年についても同様に段階的に引き上げられることを踏まえた地方公務員法の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任、転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、同様の措置を講ずるため、関係する条例を整理しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、富良野市人事行政の運営の状況の公表に関する条例の改正で、引用する地方公務員法の条項が改正されることに伴い、条項を変更しようとするものでございます。

第2条は、富良野市職員の定年等に関する条例の改正で、定年年齢を段階的に65歳まで引き上げようとするもの並びに管理監督職に就ける年齢を原則60歳までとする管理監督職勤務上限年齢制の導入及び60歳以降、定年年齢前に退職した職員を短時間勤務職員として再度任用できる定年前再任用短時間勤務制の導入、現在の再任用職員の制度を継続するための暫定再任用職員の任用などについて定めようとするものでございます。

第3条は、富良野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正で、減給となった職員が給料の引下げにより給料の10分の1を超える減額となる場合に、減額の額を減じようとするものでございます。

第4条は、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正で、改正前の再任用短時間勤務職員から、定年前再任用短時間勤務職員に改正しようとするものでございます。

第5条は、富良野市職員の育児休業等に関する条例の改正で、育児休業等を取得することができない職員を、改正前の再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員及び異動期間を延長された管理監督職に改正しようとするものでございます。

第6条は、富良野市職員の再任用に関する条例の廃止で、暫定再任用職員の任用に係る規定を富良野市職員の定年等に関する条例の改正附則に定めることとし、本条例を廃止しようとするものでございます。

条例の施行日は令和5年4月1日からとし、附則第11条は公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
議案第16号、富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定により、子ども・子育て支援法の一部が改正され、引用する条項に変更が生じるため、富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、第77条第1項を第72条第1項に改めようとするものでございます。

第2条第1項第1号は、法第77条第1項を法第72条第1項に改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第17号、市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

市道路線の路線番号1341は、令和4年度、民間の開発行為に伴い市道が延長されたことにより市道終点部を変更するため、一旦廃止し、改めて認定するものでございます。

なお、市道の総延長につきましては、この認定及び廃止により50.5メートルの増で、719.97キロメートルとなります。

また、市道路線の位置などにつきましては、議案関係資料を御参照いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第18号、指定管理者の指定（山部自然公園太陽の里）について御説明申し上げます。

本件は、富良野市自然環境活用センター設置条例第3条及び富良野市公園条例第14条の規定に基づき、山部自然公園太陽の里の一体的な管理運営を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として特定非営利活動法人山部まちおこしネットワークを選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定する期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第19号、指定管理者の指定（金満緑地公園パークゴルフ場）について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公園条例第14条の規定に基づき、同

条に規定する金満緑地公園パークゴルフ場の業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として株式会社シー・エス・ティを選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定する期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第20号、指定管理者の指定（東山公園パークゴルフ場）について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公園条例第14条の規定に基づき、同条に規定する東山公園パークゴルフ場の業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として一般社団法人ふらの東山地域活性化センターを選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

指定する期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

議案1号、一般会計の補正予算の説明でございますが、3款民生費で介護保険特別会計繰出金というところを、介護保険特別保険繰出金と申し上げました。

正しくは、介護保険特別会計繰出金でございますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件15件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明12月1日、2日、5日及び6日は議案調査のため、3日、4日は休日のため、それぞれ休会であります。

7日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時00分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 11 月 30 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 宮 田 均

署名議員 後 藤 英 知 夫